

令和6年6月定例教育委員会

開催日時 令和6年6月6日（木）午前10時～午前11時42分

開催場所 教育委員室（鳥取県庁第2庁舎5階）

1 開 会

○足羽教育長

皆さん、おはようございます。ただいまから令和6年度6月の定例教育委員会を開会したいと思います。先程から盛り上がっていましたが、結婚歴のある女性が内面の美しさや輝く姿を発表するミセスオブザイヤーに、森委員さんが出場されます。ぜひ頑張ってくださいますように。女性が輝き、自信を表せるというか、持てるような世界・社会にどんどんなっていくこと、そのきっかけを作っていただければなと思っています。ぜひ頑張ってください。

○森委員

ありがとうございます。

○足羽教育長

今日は、令和6年6月6日、6人の委員さん全員に揃っていただきました。雨ザーザーというような昔の言い方ではありましたが、今日は蒸し暑い日でありますけれども、ぜひよろしく願いしたいなと思います。

それでは最初に教育総務課長から、本日の日程説明をお願いします。

2 日程説明

○林教育総務課長

失礼します。本日は、議案3件、報告事項4件の合計7件となります。ご審議の程よろしくをお願いします。

3 一般報告

○足羽教育長

まず私から、一般報告をさせていただきます。前回は5月23日でした。2週間で今月の教育委員会が開かれましたので、大きな教育的行事はなかったかなと思います。書いておりませんが、4月開校しましたまなびの森学園ですが、10人でスタートしたんですが、あのあと二人の追加入学の方がありまして、直近は昨日、2年生に入学された方が一人ありまして、合計12人で、1年生が8人、2年生が2人、3年生が2人の12人の生徒さんで学びを進めております。中には若干休みがちになられている方もあるようには伺っておりますが、多くの生徒さんは熱心に、それぞれ自分のペースで学びを積み重ねていらっしゃるということを伺っております。

資料に基づきまして、5月25日から27日、県高校総体が今年度も開会になりまして、私を含め両次長で、高校総体の各種の応援に行って参りました。どの競技も熱い戦いが繰り広げられており、来年はいよいよ鳥取

でも、全国のインターハイが開催されるということで、気運の盛り上げにも繋がったのかなあと考えております。

27日には、子どもの読書活動優秀実践校の文科大臣表彰の伝達式を行いました。県内からは5団体が受賞されました。鳥取市立国府中学校、鳥取養護学校、鳥取市立中央図書館、この日来庁されたのはこの3団体でしたが、それ以外に実際に4月23日の文科大臣表彰伝達式に直接赴かれたのは、中部の北条小学校、西部の大山きやらぼく保育園、この5団体が全国の2百数団体の中で県内から選ばれて表彰を受賞されました。どの団体も発達年齢に合わせて、子どもたちの読書活動推進に向けた様々な工夫や取組をしておられることが高く評価されたものでございました。活字離れが進む中、やっぱり読書の世界の広がりというのは、今後も大切に育てていくのが必要かなあというふうに思っております。

そして5月30日でしたが、これも恒例となっておりますが、定時制・通信制の教育振興会による功労者表彰が白兔会館でございました。年数に違いはございますが、定通に従事していただいた先生方、あるいはこの3月でご退職になった校長先生方等に功労者表彰が行われたところでございます。

書いておりませんが同じ日ですが、ジャマイカの陸上の事前キャンプの誘致レセプションがホテルニューオータニ鳥取でございました。私も参加をしてきましたが、そこに岩美高校のジャズ部が招かれて、歓迎演奏を2・3曲やってくれまして非常に盛り上がり、ジャマイカの方々、団長さん以下非常に喜んでいただいたところでございました。

そして6月1日、SUN-IN 未来ウォークが、これも第23回を迎えましたが、倉吉パークスクエアで開催され、私も初めて、開会式・出発式に呼ばれて、多くの方に激励をさせていただいたところで、会長は鳥取短大の山田理事長さんが会長をしておられまして、2千人を超える県内外から、韓国の江原道の副知事さんも来県されまして、ご挨拶も差し上げたところでございます。江原道との交流は30周年を迎えましたので、また今年、そして来年と江原道の教育関係でも交流がより深まっていくこと、その一端にもなるのかなあと思って、ご挨拶を差し上げたところでございます。

そして6月3日ですが、鳥取大学との教員養成ワーキンググループが開かれました。これは5月1日の検討会・協議会のスタートを受けて、実務者でということで、例の教育学部復活が果してどうなのかということの実務的な協議に入ったところですが、やはりなかなか鳥取大学さんの考えと、学部復活の難しさというのが、やはりあるということが明確になってきたところであり、今後このワーキングを重ねながら検討を進めて参りたいと思っております。ちょうど今日の日本海新聞にも、読者の方が、「この検討は嬉しいことだが、拙速過ぎるのはいいか」という記事も載せておられまして、来年度募集というところまで、そこまで、一足飛びにいくべきなのか否か、やはり、するならば慎重に教員人材確保に向け、あるいは鳥取で生まれた子どもたちが鳥取で学び、また鳥取に社会貢献できるような環境づくりといったちょっと幅広い視点で捉えていくことも必要なのかなと思って、この日のワーキングに私も参加して、3時間近く協議を重ねたところでございました。今後また進捗をお伝えしたいと思っております。

そして最後は6月4日に、これも記事になりましたが、令和15年の国民スポーツ大会の準備委員会総会や、この秋に迫って参りましたねりんピックの第1回実行委員会、ねりんピックは総合開会式も含めて、各市町の競技に高校生・中学生たくさん参加して盛り上げることになっておりますので、ぜひこの秋、多くの方をお迎えして、子どもたちにも意味のあるねりんピックにしていきたいなというふうに思っております。私からの一般報告は以上です。

○足羽教育長

では、議事に入りたいと思います。本日の議事録署名委員は、佐伯委員と松本委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。では、林次長から議案の概要説明をお願いします。

○林次長

本日の議案は3件でございます。議案第2号、鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会委員の任命につきましては、一部の委員の辞職に伴いまして、新たな委員をお願いするものでございます。

議案第3号令和7年度鳥取県立高等学校募集生徒数については、令和7年度の県立高等学校の募集生徒数について、各学校についてご検討いただくものでございます。

議案第4号鳥取県立学校管理規則の一部改正につきましては、県立高等学校の学科改編・学級減等に応じまして、令和7年度の該当校におきます収容定員を改めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(1) 議 事

○足羽教育長

それでは早速、議案に入って参りたいと思います。議案1号は欠番となっておりますので、第2号から進めたいと思いますが、人事に関する案件ということで、非公開ということでよろしいでしょうか。(同意の声。)

【第2号議案】 鳥取県特別支援教育推進委員会就学支援分科会委員の任命について（非公開）

【第3号議案】 令和7年度鳥取県立高等学校募集生徒数について

○足羽教育長

続きまして第3号議案に入りたいと思います。暫くお待ちください。

それでは、ただいまより公開といたします。では第3号議案につきまして、高等学校募集生徒数について、担当課長から説明をお願いします。

○井上参事監兼高等学校課長

高等学校課の井上でございます。令和7年度鳥取県立高等学校募集生徒数について、別紙のとおり議決をお願いしたく提案をいたします。募集生徒数について議決をいただくものですが、方向性につきましては令和5年9月の定例教育委員会議におきまして、高等学校の学科再編について、二つ議決をいただいているものに基づくものでございます。一つは鳥取工業高等学校が、現在工業学科で専門学科、機械、電気、制御情報、建設工学の四つの学科を持っておりますが、この四つの学科を、制御情報学科を情報工学科と学科名を変更するとともに、この4学科を括り募集とするということに基づくものでございます。各学科ごと38名ずつの募集生徒数としていたものを、4学科合計で152名の募集生徒数とするというふうに、今回変更し募集することになります。

もう1点が智頭農林高等学校に現在、ふるさと創造科・森林科学科・生活環境科の3学科がありますが、これを生産科学・森林科学の2学科に集約し、現在唯一の林業専門高校として、質の高い専門教育に取り組むとともに、地域と連携した学習の充実を図るということに基づくものでございます。募集生徒数そのものは、3

学科68名から、2学科68名ということで学科の変更を伴うもので、募集生徒数そのものの変更はないというふうに考えております。

従いまして、県全体の募集生徒数の変更はございません。これは全日制、定時制ともに変更はございません。また、通信制に関しましても今年度どおりの募集を行いたいと考えております。提案は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○足羽教育長

既に議決をいただいております鳥取工業高校と智頭農林高校の募集のかたち、あるいは学科改編に伴う生徒募集の議案となっております。なにかありますでしょうか。ございませんでしょうか。では、第3号議案につきましても、原案どおり決定とさせていただきます。ありがとうございました。

【第4号議案】 鳥取県立学校管理規則の一部改正について

○足羽教育長

では続きまして議案第4号、鳥取県立学校管理規則の一部改正について、担当課長から説明をお願いします。

○長尾教育人材開発課長

教育人材開発課でございます。よろしくお願いいたします。先程の、来年度の鳥取県立高等学校の募集生徒数の議決を受けまして、管理規則の一部改正を行います。1頁をご覧くださいますと、募集数の議決を受けまして、収容定員を改めるものでございます。概要としまして主なものを申しあげますと、昨年度議決をいただきました鳥取工業高等学校、智頭農林高等学校の学科改編に伴いまして、鳥工につきましては、制御情報学科を情報工学科に学科名を変更し括り募集とすることが始まります。それに伴いまして、大きい3の(1)の表をご覧くださいますと、学科名が八つ並んでいますが、下段四つです。こちらにつきまして新たに括り募集というかたちで収容定員を、1年生につきましては1学科38が四つということで152と括り募集で定めております。なお、それに伴いまして従前の学科につきましては、改正後でございますけれども、2年生と3年生の部分のみになりますので、76が四つというふうに変わっております。

もう1点は大きいマルの(4)でございますけれども、智頭農林高等学校におきまして、従前の3学科が、新たに生産科学科と従前の森林科学科の二つに再編いたしまして、括り募集ということでございます。これにつきましても大きい3の表にございますとおり、森林科学科につきましては引き続きでございます。新たに生産科学科というものができますので、ここを括り募集で表現しております。収容定員につきましてはいずれも変更はございません。その他につきましては、令和6年度以前の学級減ですとか、学科名変更によるもので変更はございません。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○足羽教育長

先程と関連するものと、それから従前令和5年度からスタートしておりました青谷、岩美、鳥取中央育英、この辺りも収容定員の変更を含めたものでございます。智頭農林の書き方、これでいいのか？

○長尾教育人材開発課長

はい、政策法務課と協議いたしまして、こういうふうな形のほうがということで、知事も通りましたので、それに従ったところでございます。

○足羽教育長

わかりにくいといえば、わかりにくい。

○鱸委員

なんか、わからなかった。ただ、今聞いてわかりました。

○足羽教育長

中学生に、規則改正ですが、どんな形の募集形態なのか、どう動いていくのが、しっかり伝わることが重要だと思いますから、この辺りは当然学校側のほうからも、各種学校、あるいは中学生のほうに、しっかり説明をして、募集に努めて参りたいと思います。特段これもよろしいでしょうか。（同意の声。）では、第4号議案につきましても、原案どおり決定とさせていただきます。ありがとうございました。

（２） 報告事項

○足羽教育長

では、以上で議案につきましての審議をいただきましたので、続いて報告事項に移りたいと思います。

【報告事項ア】 令和7年度鳥取県立高等学校入学者選抜について（特色入学者選抜概要、県外受検生受入校、県外募集人員等）について

○足羽教育長

では、まず報告事項アにつきまして、担当課長から説明をお願いします。

○井上参事監兼高等学校課長

引き続き、高等学校課の井上でございます。先程の3号議案及び4号議案の高等学校募集生徒数、それから収容定員に基づきまして、令和7年度の高等学校入学者選抜の特色入学者選抜、県外受検生、県外募集人員等につきまして、別紙のとおり定めますので報告をさせていただきたいと思います。

めくっていただきまして、1頁から全体概要を整理しております。また、各学校ごとの状況、先程教育長のほうから実際に中学生に対してどのような形でそれを示すかということがありましたが、別冊のほうで横置き of 表になりますけれども示させていただいております。先程の収容定員のところで、1年生・2年生・3年生、収容定員は全体を見る必要があるために複雑なことになりますが、実際に中学生に示す際には、1年生としてこういう形で募集するという形で示すことになりますので、今回この表の中に入ってきますのは、1年生で募集する新しい学科の形で示すことになります。

まず、全体概要から説明させていただきます。全日制課程、定時制課程ともに、募集生徒数そのものの変更はございませんが、特色入学者選抜につきましては、募集人員等各学校が、特色入学者選抜に出願する中学生の積極性であるとか、その後の活躍を鑑みながら、それぞれ増の募集をしたいということで提案していただいておりますので、そのような形で募集をしたいと考えております。特色入学者選抜の募集人員につきまして、2番の（1）のところで変更を書かせていただいておりますが、いずれも増をしたい。こちらにつきましては募集定員全体の50%までということで、各学校が定めるということにしております。いずれも50%までですが、倉吉総合産業高校につきましては、定員各学科38名の半分までということで、この特色入学者選抜の

有効性といえますか、積極性、入学後の活躍等について期待をしておるということの流れでございます。

また、鳥取西・倉吉東につきましても、ここでそれぞれの意欲であるとか、高い興味関心を持って入学してくる生徒たちに期待するというのが、この辺りの人員に現れてきていると考えております。

内容につきまして、その下に変更する部分を挙げさせていただきました。鳥取工業高校につきましては、面接・作文を実施する学科と、面接・プレゼンテーションを実施する学科がございました。具体的には、この表の中にない情報学科が面接・プレゼンテーションを実施しておりました。これを全学科において、面接・プレゼンテーションのほうに統一をするというのが今回の変更点でございます。

倉吉東高につきましては、面接・プレゼンテーションで実施をしておりましたものを、面接・作文のほうに変更するということでございます。これは倉吉東高としましては、特色入学者選抜において、発揮する生徒の力をどのような形で見ていくかということを相当検討しておりますけれども、作文とする趣旨としましては、その当日に課す課題に対して、どのように普段考えていることを発揮できるかという力も見たい。プレゼンテーションというのは、中学生がこれまでに発揮してきた興味関心であるとか、調べてきた探究的な学びについて、事前にまとめておいて、それを当日に発表するというようなかたちでございました。これを当日に課す課題において、どのような能力を発揮するかを見たいという趣旨で、様々な形で取り組んでいきたいという現れであるというふうに考えております。

また、米子工業高校については、面接・学力検査・実技試験を実施しておりましたものを、面接と実技試験に統一するというものでございます。学力検査につきましては、内申点等において、ある程度図ることができますので、面接・実技のほうに注力をしたいということでございます。

2 頁をお願いいたします。特色入学者選抜における県外生徒募集です。趣旨としましては、中山間地域の学校や地域連携を進めている学校、部活動に力を入れている学校などで、積極的に魅力化に取り組んでいる学校については、県外からの出願を認めるということにしております。これは学校の提案に基づいて教育委員会が定めるということになります。県外生徒募集の枠につきましては、県教育委員会が指定する学校について定めるということにしております。これを2 頁の表のように定めたいと考えております。今回新たに県外生徒の出願を認める学校としては、鳥取工業高等学校、倉吉西高等学校の2 校ということになります。また、募集人員につきましても、先程の倉吉東高等学校が2 名から3 名に増をしたい。倉吉農業高等学校につきましても、3 名から5 名に増やしたいということで提案をしております。これらにつきましても、県外から意欲を持って、高い意識を持ってやってくる生徒たちの相互作用によって、学校の活力を図っていくことの好影響を鑑みながらの措置でございます。

また、3 頁の4、一般入学者選抜における県外生募集について、こちらにつきましては基本的な考え方としましては、県外から通学をしてくるということを前提として出願を認めるというようなことでございます。一つの考え方として、やはり県内生徒を圧迫するようなことの無いようにという趣旨のもと、2 年程度連続して入学者数が募集定員を下回っている学校について、あるいは前年度まで募集をしていた学校について認めるということにしております。こちらにつきましては、倉吉西高等学校と米子工業学校の環境エネルギー科が、この度該当することとなり、新たに県外から通学することを前提とする生徒の募集を認めることをしたいと考えております。

大きな変更点は以上でございます。それらをすべてまとめて、中学生に提示する資料として、別冊の一覧表をお付けしております。特色入学者選抜のところが、出願要件・選抜方法・出願する際の評定目安・それから学校ごとに行う実施検査内容というふうに情報量がかなり大きくなりますので、特色入学者選抜に関する情報が大きく占めておりますが、一番右側に一般入学者選抜の情報と合わせて、この度一度にすべての情報を中学生に提示をしたいと考えております。従前ですと、このような形での提案報告は、最終的に8 月の定例教育委

員会で行っていましたが、この度そのすべてを整理して、6月以降、高等学校が中学生に対して積極的に働きかけができるように早い段階で提供することとさせていただきました。報告は以上でございます。

○足羽教育長

情報提供が一括してすみやかに行われるようにということで、提供させていただくものでございます。なにかご質問等があればお願いいたします。

○中島委員

この本体の資料の3頁で、一般入学者選抜における県外生徒募集実施についてで、これ何人というのが書いてないのは、「くるならこい」という。

○井上参事監兼高等学校課長

趣旨としましては、県内生徒を圧迫しないようにということで、特に何人ということは定めておりません。

○中島委員

じゃあこれまでの運用から考えても、何人と定めなくてもいいという。

○井上参事監兼高等学校課長

はい。もしそのような状況が生じました際には、別途の議論になろうかと思いますが、現在のところそこまでのところにはなっていないということです。

○中島委員

基礎的な情報なんですけど、県外から通学しておられる生徒さんの数は、今何人なんですか。

○井上参事監兼高等学校課長

厳密に通学という形では把握しておりませんが、県外の中学校出身とする合格者が、74名おります。

○中島委員

けっこう多いなあ。エリアとしては兵庫県の新温泉町とか辺りの、島根の安来のほうとか、蒜山の辺りとかみたいな感じになるんですか。

○井上参事監兼高等学校課長

そういう生徒もおりますし、現在特色入学者選抜を前提とする県外から一人で飛び込んできてくる生徒たちもかなり増加をしておりますので、必ずしも近隣地域ばかりではございませんし、むしろ積極的に、都会の生徒たちといいますか、ほんとに鳥取県の子どもたちと関わることによって、相互作用を満たしていきたいという生徒たちというののも確実に増えてきております。

○中島委員

これのデータというものは簡単に見せていただけるものなのではないでしょうか。別に今すぐじゃなくても全然いいですけど。

○井上参事監兼高等学校課長

また別途ちょっと時間をください。すみません。一点説明をし忘れておりましたけれども、この別冊の一覧表ですが、入学検査に関わる部分の情報として整理させていただいておりますが、各学校が求める生徒像とか、育成方針ですとかは現在、スクール・ミッションとか、スクール・ポリシーという形で整理しております、中学生に提示する際には、その中でアドミッション・ポリシー、募集する生徒像を提示して、これと合わせて提示する。もしくは、先程のスクール・ミッション、スクール・ポリシー全体を合わせて提示するような形で考えております。

○中島委員

これ一覧表、中学生には難しい。

○松本委員

特色入学の、だいたい理解はできたんですけども、やっぱりプレゼンテーションと、当日書く作文に、倉吉東高は変えたといいますが、その辺りの重点を置くところを伺いたいんですけど、特にプレゼンテーション、受検の出願要件がそれぞれ高校に於いてあります。それに該当する生徒さんが応募する。それでプレゼンテーションをするときというのは、自分が要件に叶った、この項目についてプレゼンしますみたいな形になるんですかねえ。それとも、例えば湖陵で興味関心に応じて、自分でテーマを持ってプレゼンするというような意味に取ったんですけど、それは高校の向かおうとする自分の専門のコースだったりとかに、繋げるような形でプレゼンをするというか、それとも、やってきたことの実績のプレゼンなのか、高校に入ってから専門に向けたなにがしかのものに主力を置くか、その辺の意図というのは、だいたい高校ではどんなふうにお持ちになっているのでしょうか。

○井上参事監兼高等学校課長

基本的には学校が定めるといことにはなりますけれども、学校の示す方向性に沿って中学生たちが、その方向性に沿って作成していくことにはなりますが、多くは自分がこのように頑張ってきた、あるいはこういうことを探究してきたということを発表する場になります。

○松本委員

普通科であれば、もちろんそうなんだろうなと思うんですけど、専門性のあるようなところだと、例えば。

○足羽教育長

各学校が説明はするの？どんなプレゼンをするということを最後さらに、説明をするということだわな。

○井上参事監兼高等学校課長

各学校がそれぞれ、ここから先の細かい部分はお示しをすることになります。

○松本委員

倉吉東高が、そういう判断をされたという背景に、事前に準備してやるということの力を見抜くということよりも、当日の作文で考える力みたいなことを測ろうとされている。だから、学校によって、微妙に異なる一

番見たいところというのがあるんだろうとは思うものの、中学生がどんな立ち位置で準備すればいいんだろうとか。

○足羽教育長

基本は、推薦入試と違って、自分自身のそうした実績とか、やってきたことを踏まえながら、高校が求めるものと合致するぞというものを自分なりにPRしていく形に変えたので、中学校サイドは「よし頑張れ」というだけのつもりが、倉東はその生徒を見たら準備をしている、先生方の手が入っているのが見えるのはいかなものか。その場で本人の力を見るというほうが、ということで変えたというふうに伺っておりますが、その辺は一定の準備が必要だろうなとは思いますが。

○松本委員

求めているんだから、当然準備はないとできるわけではないし、だからどういうふうに、意図されているのかなと思って。

○井上参事監兼高等学校課長

過渡期なんだろうなと思っています。将来的に超長期的に考えたとき、作文からプレゼンテーションに大きく移行していくべきものなんだろうなというふうには感じています。しかしながら導入当初というところで、事前の準備がどの程度・どのように・誰によってなされているかというところの差が非常に感じられるということで、学校としては公平性の担保ということを考えたときに、入学段階にどういうことがいえるかということを探っている段階です。必ずこの方法ですつといくというわけではなく、様々な方法を取り入れていきたいということになろうかと思います。この辺りはちょっと細かい部分に入りますので。

○鱸委員

プレゼンテーションのときに一方的に、一方通行のプレゼンテーションなのか、プレゼンテーションしたあとに質問する審査員がいて、本人の持っている能力を引き出すような、そういう環境を持ってやっているのではないんですか。

○井上参事監兼高等学校課長

質問もしていますが。

○鱸委員

やる気がある部分を言って、質問して、答える能力があるから推察するというのは、本来的なプレゼンテーションですからね。今後の在り方見てもね。そういう意味で今は過渡期だという、はい、わかりました。

○佐伯委員

さっきも中島委員がおっしゃったように、この一覧表というのは、これを読んで自分が目指している学校の、どういう準備をしたらいいのかというのを考えられない生徒もいるのかなと思ったんですけども。たしか高校説明会みたいなのがあって、いろんな学校が説明に来てくれて、生徒さんが聞きたいことの説明を聞いたりして、そういうところで具体的に、高校側がこういうものをプレゼンテーションの内容として、求めているというというようなこととか、こういう生徒さんに来てもらって、こんなふうに力を付けていきたいと思っている

という具体的な話を聞く場があって、この資料プラス、そういうやり取りの中で、こんなふうに準備していけばいいんだな、ということがわかっていくということですか。

○井上参事監兼高等学校課長

はい。多くはそれを6月に、各高等学校が中学校を訪問して実施をしております。その6月にそれがあるということで、今回これにつきまして、この6月の定例教育委員会でまとめて、報告をさせていただいたという流れになっています。また、もう一つ、夏休み中には、中学生が志願する高等学校を訪問し、体験的な学びを行うという機会も設定しております。

○森委員

今の説明のちょっと補足として、学校のホームページで、学校側からこのことについて、動画メッセージを各学校から出して、そういったことを今はされてはいるのですか。

○井上参事監兼高等学校課長

ホームページ上の文字情報、それから書くべき資料としての様式等は学校が作っております。

○森委員

親御さんたちの説明会も、たしかにあったと思うんですけど、生徒たちもそうですけど親御さんも知りたいところだとしたときに、学校のホームページに入れば、この説明があるという形のフォローができると、少し行き場があるのかなあという感じがしたのと、それと、3年生の評定が評価されますね、出願する際の。これって1学期分ということですか。

○井上参事監兼高等学校課長

特色入学者選抜を出願するのは1月ですので、厳密にいうと、2学期までの。

○森委員

それは毎年ですか。

○井上参事監兼高等学校課長

はい。

○森委員

これ、2年生のときに言っというてあげないと。1・2年生のときは関係なくなるわけですね。

○井上参事監兼高等学校課長

いいえ。その他資料として、内申書が入ってきますので、内申書に書かれている内容をすべては評価事項になります。従いまして1・2年生のことは関係ないということではありません。中学校の学習の状況、生活の状況等すべてが内申書のほうにありますので、評価ということになります。

○森委員

モチベーションとしては、それまではちょっとという状態だったけど、3年生になってから頑張っても、また逆に言えば道が開けるぞみたいな明るいインパクトもあると思うんですね。どちらもあると思うんです。1・2年生のときに、この基準が知れているといいなと。

○井上参事監兼高等学校課長

この一覧表自体は、ホームページのほうにも公開しますし、各学校のほうでも説明させていただきますので、ぜひ中学校のほうでご活用いただけたらと思います。

○足羽教育長

第3学年の評定がということになっている。そのことを1年生と2年生も知っていれば、1年生はちょっと怠けちゃったけど、3年生は「よし、やるぞ」という気持ちにもなるので、課長が申したとおり、今は過渡期ですので、受検生となる3年生だけじゃなくて、2年生にも1年生にも、こうした情報が伝わっていくことが大事だということですね。

○森委員

はい。

○足羽教育長

それは、工夫したいと思います。

○鱸委員

英検とかいうところの試験は、お金が要る試験なんですか。高校時代にお金が要る。

○井上参事監兼高等学校課長

英検・数検・漢検というのは民間の検定試験で、お金が要ります。

○鱸委員

これの評価というのは、もし受けてない方で優秀な人の評価は、高校の先生の評価で代証されるんですか。実際にそういう民間の試験を受けてない子どもさん、経済的な理由によって受けてない子どもさんの評価には、担当の英語の先生が評価を付けるんでしょうか。その辺はどうですか。

○井上参事監兼高等学校課長

学校ごとの判断にはなりますけれども、原則的には資格等を主体要件とする場合には、その資格を証明するものを添付することになりますので、学校で証明ということは想定しておりません。

○鱸委員

そうすると、必ず試験を受けて、そこの証明を出さなければいけないということですか。

○井上参事監兼高等学校課長

原則的にはそうなかろうかと思います。逆に資格ではなくて、個人の興味関心を深めていくための活動ですと

か、そのように資格だけの主体要件ではなくて、他の形ということも合わせて出して、そこに限定されないように。

○佐伯委員

最近ちょっと気になっていることで、公平性ということで、学校がいろんなプレゼンテーションに関わるところで指導していくというのはまだわかるけれども、家庭の状況によって、プラスいろんな手が入って、立派なものが作れる生徒さんもあれば、そういうことがなかなか無理な生徒さんもあるというのは不幸だなと思ったんです。その辺を生徒さん個人の力とか、意欲とか、伸びしろみたいな部分をしっかり見取るような方法、今は模索期とおっしゃってたんだけど、そこをしっかり見極めていってほしいなと。せっかく意欲とか、持っているものはいいものがあったのに、それをうまく表現できないままに、実際は一般入試で受かるかもしれないけれども、この意欲が失われない方向性の特色入試であるべきだと思うので。

○井上参事監兼高等学校課長

1人1台端末環境下において、探究的な学びを通じて、思考力・判断力・表現力を育成していくことは、小・中・高通じて一貫した大きな流れでありますし、必ず時代はそういう方向に進んでいくべきものだと思います。

○森委員

プレゼンテーションを学ぶ時間というのは、公平にみんなにあるんですか。このタイミングだけですか。カリキュラムとして授業として。

○井上参事監兼高等学校課長

総合的な学習の時間で。

○長谷川教育次長

一般的には、それぞれ調べたことを発表するというような場面の中で、1人1台端末のグーグルの中のソフトといいたいでしょうか、そういうのがありますので、一般的にもそういうのを使って、子どもたち自身がそういうのを発表したり、学習発表会といった場面がありますので。

○森委員

じゃあ、その延長線上で入試にも、それが一つ加えられた、判断基準として。

○長谷川教育次長

プレゼンテーションができるということは前提としてはあります。

○足羽教育長

そのほか、いかがですか。

【報告事項Ⅰ】 県立高等学校のスクール・ポリシーの改定について

○足羽教育長

はい、それではその前提となるのが次の報告事項イのスクール・ポリシーとも関連がありますので、合わせてということで進めたいと思います。それでは、報告のイをお願いします。

○井上参事監兼高等学校課長

県立高等学校のスクール・ポリシーの改定について、報告をさせていただきますが、この改定につきましては、先程の募集定員の変更に伴いまして、一部変更する理由があることから改定するものでございます。具体的には、鳥取工業高等学校と智頭農林高等学校です。鳥取工業高等学校につきましては、スクール・ポリシーの部分に各学科名を併記しておりました。資料1を付けさせていただきますが、これが改定前と改定後を併記したものでございます。右側が改定前でございまして、工業学科(機械科、制御情報学科、電気科、建設工学科)のスクール・ポリシーという形で記載しておりましたものを、実際に、グラデュエーション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの中に、鳥取工業高等学校は、学科の区別を置いておりません。どの学科においてもこのような形で募集し育成するという方針に基づいておりますので、また、括り募集となるということによって、学科が異なるというふうに取り入れるということの誤解を招きかねないということも含めて、この学科を取らせていただくというのが改定の趣旨でございます。従いまして中身の変更はございません。

これに対しまして、智頭農林高校は学科名が変わります。教育課程も変更されていきます。従いまして右側が昨年度(2年生用・3年生用)として、スクール・ミッション、スクール・ポリシーは、あと数年残っていきます。に対して今度入ってくる令和7年度以降の1年生は、左側のようなイメージで変わります。智頭農林高等学校としましては、生産科学科のグラデュエーション・ポリシーのところで、園芸作物や特産品の栽培・加工・販売に関する実践的な知識や技術を身に付ける、地域と連携した体験的探究の学習を通して、将来の地域産物を支え、地域社会の発展に貢献できる人材を育成する。それから森林科学科のほうでは、森林に関する実践的な知識や技術を身に付けるとともに、演習林での実習や林産物の有効活用などの学習を通して、地域の林産物を支え、地域社会の発展に貢献できる人材を育成する。というふうに、学科によって、それぞれのポリシーを書き分けておりますので、このような形で、令和5・6年度入学生用と、令和7年度入学生用に記載の変更が生じるようになります。いずれにしましても、方針としましては、新たに設置する学科の方向性をきちんと明示し、その専門性を高めていくということを主眼に置いております。ただ、これまでふるさと創造科等の地域と連携した学びというのもカリキュラムの中には取り込んで、専門的な学びとともに深めていくということを学校は提唱しているところであります。変更の趣旨としてはこの2校で、以上でございます。

○足羽教育長

学科変更、募集変更に伴う再整理ということでございます。この2校に関わらず、その学校がどんな知識・能力を育成する学校なのか、どんな学びが行われるのか、そしてどんな人材を育成するのか、先程の募集定員とも絡めて、中学生、あるいは中学校にしっかり伝わっていくということが大事なことで、全国のすべての学校がしているんですが、ほんとに伝わってこそですから、これもスタートしたばかりでありますので、これらを踏まえれば高校の在り方検討も、これが一番基づきながら、学校がどうあるべきかという検討になる大元だなあとと思いますので。

○中島委員

鳥取工業は、スクール・ミッション自体が変わるわけではないということですね。

○井上参事監兼高等学校課長

はい。スクール・ミッション、スクール・ポリシーともに中身の変更があるだけです。

○中島委員

なので、今改めての感想なんです、改めて、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、グラデュエーション・ポリシーというものに分けられて、統合するものがスクール・ミッションという形のものはいいなあというふうに思いました。それで、スクール・ミッションでちょっと気になったのが、地域企業との連携による先端技術を活用した学びや、というのが先にくると、学校本体・学校単体で、まずこれをやります、地域企業との連携もあります、という筋でないと、学校本体はどこにあるの？というふうな印象を、今改めて見て思いました。それから、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと積み上げてきて、グラデュエーション・ポリシーが急に道徳的とか精神性のものになるというか、この繋がりがちょっと中途半端というか、まずは技術者としてのこういう資質を備えさせることがグラデュエーションの柱です、精神的な介護とか勤労観・職業観というものも育てますというふうでないと、ちょっとこれ中途半端感があるなというのを改めて、見て感じました。

○井上参事監兼高等学校課長

スクール・ポリシーのほうが、学校教育法施行規則上に定められた法定項目になります。これは学校が定めるものということになっております。いただいたご意見は、また学校のほうに伝えたいと思います。スクール・ミッションはその前段として、教育委員会が定め示すものということになっておりますので、また、ご意見等いただきながら、過去の分も含めて、また来年度。

○中島委員

我々も見ただけなんですけど、ちょっと残りました。

○足羽教育長

そのほか、いかがでしょうか。ではよろしいでしょうか。

【報告事項ウ】 特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する基準の改正について

○足羽教育長

続きまして報告事項のウ、担当課長から説明をお願いします。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

小中学校課の下田です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する基準の改正ということで、報告を行いたいと思います。説明等もありますので、少しお時間をいただきます。

それでは1頁をご覧ください。まず、特別免許状ということでお話をするんですが、教員免許状の種類等についてという辺りから、お話をさせていただけたらと思います。1番をご覧ください。ご存じのとおり、教員

免許状には普通免許状と、特別免許状、そして臨時免許状の3種類があります。表の中にそれぞれの違いを示しているんですが、一般的に普通免許状は大学等で教職課程を履修することで授与されるものでありまして、教諭・養護教諭・栄養教諭の免許状ということで、全国どこでも通用するものでございますし、有効期間はないということでございます。また、臨時免許状につきましては、授与を受けた都道府県でのみ効力を発揮するというので、助教諭・養護助教諭の免許状ということになります。今回報告します特別免許状というのは、枠囲いをしてありますが、これは教諭の免許状ということで、社会的経験を有する者に教育職員検定を経て授与されるものであります。これは授与を受けた都道府県でのみ有効なんです、効力は一度取ったらその都道府県の中ではずっと有効なものとなります。

それでは一番上の文言のところを見ていただきたいと思います、特別免許状というのは、教員免許状を持っていないけれども、優れた知識経験等を有する社会人を教師として学校現場に迎え入れることによって、学校教育の多様化への対応、そしてその活性化を図るために授与することができる免許状であります。文部科学省もこの特別免許状の授与ということで推進を行っているものでございますが、資料の8頁をご覧ください。特別免許状の趣旨ということで書いてございますが、これは本年度5月8日に、指針ということで文部科学省のほうから出されたものでございます。そこのポツのところにありますように、令和2年度からの新たな学習指導要領においての社会に開かれた教育課程の実現、そして、令和4年に発表されました中教審答申等も踏まえまして、教職員集団の多様性を高めるためには、教師一人一人の専門性を高めることに加えて、多様な専門性や背景を持つ人材を学校組織の中に積極的に取り込んでいくということが必要であるということで、そのための一つの模索が特別免許状であり、積極的な活用が望まれる、こういったような背景がございまして、この特別免許状の趣旨ということで挙げられているものでございます。

戻っていただきまして、では、特別免許状とはということで2頁目をご覧ください。一番に制度の目的・概要と書いてございますが、先程いいました多様化への対応、活性化を図るために、授与権者、本県でしたら鳥取県教育委員会が行います教育職員検定というものを行之まして、それに合格した者に授与される学校種及び教科ごとの教諭の免許状ということになります。これは昭和63年に創設されたものです。担当する教科としては、小・中・高校における全教科ということで、昭和63年に創設されたんですが、平成10年に対象教科が拡大され、また特別支援学校における自立活動等の教科等というようなことになります。授与の条件としまして、担当する教科の専門的な知識または技能というものと、もう一つの点が社会的人望、熱意と識見がある者というこの二つの項目、いずれも要件を満たす者というのが授与要件になっております。以前は学士要件、つまり大卒であることという要件がありましたが、平成14年に学士要件が撤廃されたことで、要件が広まりました。ですので、4番の授与件数を見ていただきますと、平成元年から令和4年までの全国での件数が書いてあるんですが、平成14年に学士要件を撤廃されたことによって、平成15年からぐっと授与件数が増えていくということがございまして、令和4年では、全国で5百件の授与件数があるというようなことでございます。事例としましては特に多いのが、英語とか看護とかというものになるんですが、資料には付けていませんが、鳥取県では平成18年に最初の特別免許状を授与したということがありまして、その平成18年度から昨年度までに累計で14名の方に特別免許状を授与しているということになります。うちわけとしては、高校に13名で、ほぼ高校で、このあいだ初めて中学技術1名に特別免許状を授与したというようなことがございました。これは教員採用試験の中の社会人の特別な技能を持ったというような要件の中で採用された者に関して、この特別審査会というものを開きまして、採用ということで技術の教員が特別免許状によって採用されたというような経緯になっているものでございます。

そして、もう一度1頁に戻っていただきますと、この度報告で挙げさせていただきますのはこの教育職員検定に関する基準の改正についてということでございますので、2番のところに、その基準の改正についての概

要を書いてございます。その詳細としましては、3頁目に、基準の改正前と改正後の新旧表、そして、4頁・5頁のほうに、その基準の本体を載せております。4頁・5頁を見ただけですでしょうか。本県では令和5年度のときに設定しまして、この改正をするものでございます。変更した点としましては、(1)の3行目にあります、「ただし」というところを付け加えました。先程から申しておりますように、この特別免許状の授与に関しては、大きな1番、授与候補者の教員としての資質の確認をすること、そしてその中で(1)として、教科に関する専門的知識・経験・技能、そして(2)として、社会的人望及び教育の職務を行うのに必要な熱意と識見、これを踏まえまして、大きな2番・3番にあります任命権者等の推薦による教育の効果的実施の確認であるとか、それから第三者の評価を通じた確認というものがあるというものになります。先程いいました「ただし」というところですが、この教科に関する専門的知識経験技能については、教科の内容を完全に包含することを求めないこととする、この文言が文科のほうの改訂の中にありましたので、これを加えたものになります。例えば、1頁目のところに書いてあるんですが、例えば中学校の理科の特別免許状を授与する場合は、通常でありましたら、普通免許の授与を受ける場合は大学において、物理学・化学・生物学・地学・物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験といった5科目の履修が必要となるんですが、例えば化学の申し込み者について、専門分野の化学を中核として、理科に関する知識経験技能を有すると認められる場合は、理科の特別免許状を授与することは可能である、というようなことであるとか、アスリート等が、体育とか、世界的に全国的に活躍しているものに関して、体育や保健体育の免許をとというような、そういったようなことがございます。詳しい例としましてはまた後で見ていただきたいんですけど、16頁等でも、全部の要件をとというような項目部分がありますので、見ていただければと思います。

二つ目としまして、勤務経験として認められる施設が追加されたことから、この施設を追加するものとして、アメリカ合衆国ジョージア州にというようなことが、1頁のところを見ていただきますと赤字で書いてあります。その要件を追加しまして、改正をするというようなことになります。少し長くなりましたが、特別免許状についての説明を踏まえながら、報告をさせていただきました。以上です。

○足羽教育長

経緯も踏まえて、国の動きに合わせながらということで、基準を変更したということでした。まず人材がないということですね。なにかご質問等があればお願いします。

○中島委員

いま教育長がおっしゃったとおり、人材の確保ということが最大の改正の趣旨なのかなと思うんですが、やはり気になるのが、教科に関する専門的知識・経験・技能については、教科の内容を完全に包含することを求めないという、このないという部分がおどろきだなと思うんですけど、現場というか、まずは採用において、この特別免許状を出すということにおいて、混乱しないのか、つまり求めないというケースが、かなり限定的に明示されているのであれば、現場は困らないかもしれないけれど、さっき例示されていたようなことが、あれがああいう場合に限定するという趣旨ではないように見えるんですが、混乱にならないでしょうか。ということが一つと、アメリカ合衆国ジョージア州と追加されたのはなんですか。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

まず、混乱をとというようなことなんですが、背景として委員がおっしゃられたように、人材確保ということで、全国的な問題になっていることから、この特別免許状を活用してというような動きがあったということがございます。ただ先程申しましたように、鳥取県においても、この20年間近くで14人という少ない特別免

許状の授与という件数でございまして、その多くが英語と看護なんです。私立学校における看護の免許状と、私立高校における英語の免許ということで、昨年度初めて中学校の技術ということがあります。人材確保という面からいいますと、採用試験の要項の中にも、普通免許状を有しない社会人実務経験者を対象とした選考というような区分の中で、中学校教諭の技術と家庭科、それから高等学校の工業・水産業・家庭・農業・商業・情報といったような専門的だけでも、なかなか人材が不足しているものについて、特別免許状を授与した上での採用というような枠を設けているところがございます。ですのでこれからの動きというようなことになろうかと思いますが、実際現場で混乱がというときに、先程中島委員おっしゃられたように、一定の分野でということになることから、資料の中にも研修等ということが載っております。19頁にございますが、特別免許状を授与されて教職に就く者は、自らの専門性がありつつも、総合的に指導計画や指導案とか、そういったものに通じていない場合も考えられることから、しっかりと研修を行っていかうというようなことも、ここに明記がされております。本県における今までの特別免許状によって、教員として活躍しておられる方も、県立の場合を調べたんですが、県立高校の教員になっておられる方すべて教育センターの経験者研修とか初任研であるとか、そういったものの対象者ということで、研修を受けているというようなことで、校内においてしっかりと管理職のリーダーシップの下、研修を行ったり、しっかりと機会を与えて現場の中でしているというようなことになっております。ですので今後増えていくと、ひょっとしたらそういった混乱等も起きてくる可能性もありますが、そのためにもこの制度の周知であるとか、そういったものもしっかり行いながら、採用後の研修等も継続して行っていくとかいう辺りも含めて、周知していく必要があるのかなと思います。

また二つ目にありました日本国内にある教育施設であって、という辺りですが、これは、詳しくは資料の14頁目のところに、この教科に関する専門的な知識・経験・技能ということで、要件としまして、4頁の①教育法の第1条項、またはそこに掲げる教育施設における教科に関する授業に携わった経験が最低1学期間以上にわたるという条件と、②の教科に関する専門分野に関する勤務経験が概ね3年以上あるというようなことが、大前提としてあるんですが、国のほうで①にありますハの日本国内にある教育施設であって、その教育活動等において、次に掲げる団体の認定を受けたものということで、国のほうから施設のほうを追加されたというようなことに基づいて、本県における基準もそのように変えさせていただいたというようなものでございます。以上です。

○足羽教育長

中学校の技術の者は、どんな状況かというのは。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

今中学校の技術ということで、初任者としても、初任研を受けたりというようなことで、勤務のほうはどうかということはまだ、こちらの方では情報収集はしていないんですが、初任研は順調に受けているというようなことです。

○長谷川教育次長

技術の者はある分野で、技術といっても木材であるとか、コンピューターや栽培だとかいろんな分野がありますが、この受けられる方もやはり特定の分野に整合性を持っておられるという部分がありますので、先程理科の例がありましたが、一般的には全部のオールラウンドはなかなかいらないという部分がございますので、専門分野の中で力を発揮していく、そういった人たちには先生になっていただきたいところの中から、さらに現場の中で先輩に学んだりであるとか、様々な形で研修していきながら、力を付けていくとい

う部分は当然ながら必要になってくると。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

技術は木材加工であるとか、金属加工、機械・電気・栽培・情報等という分野がありまして、この方はそのうちの分野ですぐれている分野があるということで。

○佐伯委員

中学校だったら、教育課程の中で、いろんな分野を扱わなければならないので、中学校の技術の先生は1校に1人ぐらいで、校内でそれを共同で教えるとか一斉に授業に入られるということは難しいので、それは地域・市の教育委員会関係の中の技術の先生との共同体制はあるんですよね。

○長谷川教育次長

基本的には、初任研がありまして、そこで教科の指導というのがございまして、それに対して、教科のそれぞれの専門の経験をお持ちの方、退職された方も含めてになりますが、そういった方々が週に1回とか、定期的にご指導していただいて、そこで相談するというのが初任者の段階ではそうだと思います。そこから先というのは、その支援がないわけですので、そうなってくると近隣の学校の皆さん方にお聞きしながら進めていくということは当然あります。

○足羽教育長

整理が必要なんだと思うんですよね。

○松本委員

これまで私知らなかったんですけど偶然、臨時免許状のほうはいろいろあったから聞いておりましたけれど、特別免許状というのを偶然知ることになって、これだけ教員に向かう人が少なくなったときに、鳥取県といえども体制をしっかり整えないと、これから増やさざるを得ないというか、こういう形で免許状を与えて、現場に入っていただくという必要性が出てくるんだろうと思うんです。専門性はどうしたって限られるし、普通免許を持っている人だって得意不得意はあるわけで、だからといって全部がきちんと一定レベルまでとはいかないということがあるかもしれません。そうしたときに例えば、こういう方を採用しようというときに、どっちかというとは私は、教員としての資質が大事じゃないかなと思うんです。特に中学校を担当することになったりすると、授業以外の部分の指導力だとか、向かう姿勢だとか、そういったものに対する意欲だとか、資質めいたものを見抜いて採用しなければならないし、入ってもらってから、研修にちゃんと向かえるような人というか、その辺りが体系的に整う必要があるんだろうというのは、感じたんですね。専門性なんて、大学では教員免許を持っていないのが半数以上いますので、自分の専門性をいかに広げようとか、勉強しながら、段々と守備範囲を広げていこうとするような気持ちがないと、自分の専門はこれですからというような姿勢ではなかなか勤まらない。これから鳥取県も必要になってくるんじゃないかなと思ったので。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

ありがとうございます。6頁に文科から出されました指針の概要というのが載っていて、その中に主な基準が、(1)が知識経験又は技能で、(2)のところが、いま松本委員がおっしゃられた人間性であるとか、社会的人望、教員の職務を行うのに必要な識見というところがございまして、これについては雇用主等の推薦状、

それから自らの志望理由書によって確認したいというようなところもございまして、そういったことも踏まえて県で行います教育職員検定等でも、委員さん等との中で面接等も行いながら、判断させていただくということになっております。

○森委員

今後の予測としてどういう学科が不足しそうで、どういう年代の方たちの採用が、どのぐらいの方たちが今までの傾向を見ていて良かったのか、そういった分析等々は見えているんですか。

○下田参事監兼小中学校課長兼学びの改革推進室長

その辺りについては、教育人材開発課等と連携していかないといけないなと思っていますが、採用試験の要項にも出しておりますように、やはり中学校等でありましたら技術・家庭科等の人員が不足しているというような技能教科が、なかなかというところもありますし、高校でしたら、専門的な工業・農業であるとかというところもございます。ですので小中学校課としては、中学校に関わる担当課ということでございますが、任用に係るところで、教育人材開発課、それから研修に関わるところで、教育センター等としっかり連携しながら、そういったことも進めていかなければいけないなというふうに思っています。

○森委員

以前、採用試験をいっぱい落ちられた時期があると私、聞いたことがあります。今は落ちない時代でしょうけど。とてもたくさんの方が不採用になられた時期が、さかのぼるとおられると思うんですね。そういったときの目指していた方たちとか、そういった方たちの掘り起こしといったことなんかも、そういう対象者にならないのかしらと思ったこともあったりするんですけども、そういうデータがあるかどうかちょっとわかりませんけれども。

○長谷川教育次長

採用が不合格が多いというのは、採用数が少ない中で、不合格がたくさん出るということで、そういった方々の中で、他県で先生になっておられる方、あるいは先生を目指すのをやめられた方々もいらっしゃると思います。他県で先生になっていらっしゃる方については、他県で経験、数年以上働いている方については、一定程度インセンティブを打ちながら、採用試験を受けていただけるような仕組みというのはつくってございしますので、かつて鳥取県で目指していたという方も受けていらっしゃると思います。実際ご家庭に入られたりとか、別なお仕事をしていらっしゃる方の中でも、学校で先生をやりたいという方は、あんまり多くはないですけども、そういった方々の免許所有者の掘り起こしというのは取組を進めているところです。学校に対するイメージも大変じゃないかと思われる方もあるかもしれませんが、そういった辺りもしっかり相談させていただきながら、今年度も来ていただいて相談に乗って、何人が採用に至ったケースもございます。

○佐伯委員

いろんな分野で経験というか、そういうものが生徒さんに及ぼす影響というのはすごくあるなと思っています。松本委員さんもおっしゃったように、生徒さんの心理的な成長の部分とか、今の現在の教育の在り方として、こんなことが求められているということは絶対に必要なんですけども、小・中・高・大と進んで、教職課程を取って入ってきた方とはまた違う、持っていらっしゃるものが生徒たちへ与える影響というか、その辺り私は現場にいて感じて、いろんな社会体験してから方向転換して、やっと採用になった人というのは、それま

ですって働いてきた人とはまた違う部分があって、それがまた一つの個性というか、生徒を引き付ける部分があったので、その兼ね合いといいますか、見極めるのが難しいと思うんですけども、そういういろんな人がいて、迷いながらも今生徒たちに教える立場になったという人が語ることが、中学生とかにとってみれば、自分もいろいろ考えてみたけれど、将来的にこういうこともできるということにも繋がっていけばいいと思っていますので、そういう方が入ってきてくれるというのはある意味いいことだなあとと思っています。

○鱸委員

鳥取県の中で、看護あるいはリハビリの専門の理学療法士とか言語聴覚士とか、作業療法士とか、そういう人の中で、特別免許状を持っておられる方はいますか？

○奥村小中学校課係長

特別免許状は授与するためには、採用する学校の推薦が必須になっていますので、学校に採用される予定がないのに、特別免許状が出るということはありません。実際看護の特別免許状を過去8人に、鳥取県では出していますけれども、その方々は皆さん看護師の資格を持って、看護師として働いてから採用されていますので、看護師の経験のある方で免許を持っておられる方は県内に8人はいるということにはなります。

○鱸委員

看護師の中のキャリアを積む場合の一つのジャンルに療育というポジションがあるんですね。その療育というのは子どもたちを教育していくという、方向性とすればその子の特性がこうであるとか、この子の医療的ケアは、こういうところがリスクがあるとかいうような判断なんでしょうけども、学校現場が推薦するところ、少しネックかなと思うんですけどね。そういう方向性に進みたい看護師ですとか、リハスタッフはおらないわけじゃないと思うんですけども、ちょっとその辺のところも特別支援教育の中の医療的な関連性のあるお子さんの教育というものに対しては、少し考えられたほうがいいかなあとということを、今のお答えを聞いて思いましたけどね。そういうことを考えると、スクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーとか、そういう方が子どもの教育に興味を持って入っていくというケースなんかも、幅広く考えられたほうがいいのかなあと私はそう思いましたけど。どうでしょうか。

○長谷川教育次長

先程の学校推薦というのは、基本的には私立の学校の話になります。県の場合は採用試験を受けないとできませんので、私立のほうでそういった看護の先生が不足して辞められるときの代わりに、どうしたらいいのかというときに、そういった特別免許状を使わせてもらっているという形になります。松本委員がおっしゃいましたように、どんな人かわからないままに採用することはできないと思いますので、実際に1回なにか勤めていただいて、その学校で経験を積まれた中で、いいと思われる方を推薦を挙げていただくというのが、大体のパターンではないかなと思います。

○鱸委員

実は、養護学校に看護師が必要であるということで、総合医療センターに勤めていたときに、その方が能力のある人だったので、その養護学校を管理するという立場というものを持った上でやらないと、養護学校の医療的ケア変わらないよということで、看護師さんを出すときに、随分県の子ども発達支援課の方と、こういう条件ならうまくいきそうだなあという議論をしたことがあるんですよ。その中で「行ってもいい」という看護

師の方は、皆生養護学校の先生方と非常に親しくて、いろんな情報を知っているんですよ。だからそういう方を推薦していく中で、方向性とすれば特別免許状を持っておきたいなという方はおられるかもしれませんね。そういう面で、少し特別支援学校の関連している方のお付き合いの中で、「この方すごく力あるわ」というような人をもって対応することあってもいいかなと思いました。医療的ケアの場合は非常に難しく、ある程度管理的な立場にならないと、なかなか責任を持って組織を組むということは看護師を送っただけでは、なかなかうまくいかなかったんで、そういうことも含めて学校の中の人間、学校を知って学校の中で直接スタッフと話し合えるということで、ソーシャルワーカーがお客さんということでは全然役に立たないんだよというようなことも言われてたので、希望する方はそういう面と同じ教育活動に入っていただくほうが、いろいろ幅が出るのかなと思ったりして、ちょっと言わせていただきました。

○奥村小中学校課係長

免許法の規定上、自立教科というものにも特別免許状を出すことができます。もう一つ推薦状の話でいきますと、これは免許法施行規則の第65条の6に、推薦状のことが定められています。

○中島委員

この基準というのは、県教委が独自に定めるというものという規定ですかねえ。

○林次長

免許授与者が、教員免許法は各県の教育委員会なので、具体的には各県で同じ内容であっても定める必要がある。

○中島委員

学校教育を開いたものにしていかなければいけないという社会的なニーズと、一方で教員不足という課題があるという中で、こういうものが出てくるということは、そもそもの教育としての資質という部分を、どういうふうに考えていくかと、例えば英会話教室の人だったら先生になれるというんだったら、「じゃあ学校は英会話教室なのかよ」という感じに極論するとなっちゃうのかなということだと思うんですよ。今実際基準をウェブサイトで見ると、1「授与候補者の教育的資質の確認」で、(1)「教科に関する専門的知識または技能」となっていて、枝版でいうと(2)が、「社会的信望及び」ということは、(2)のほうで資質的なものというのを確認するというふうになっているんですよ。法律的なものでいったときに、一番初めに語られることというのが一番大事ということになると、一番初めに「求めないこととする」と出てくると、この基準どこへいくんだという感じにもなるのかなあと思って、もし県としての独自性が許されるのであれば、(2)の「社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見」というのを(1)に持ってきて、今の(1)の話というのを(2)に持っていくという考え方もあるのかなあというふうに感じました。

○足羽教育長

国の基準に基づきながら作ったので、こういう順番にしていますが、おっしゃるとおり、前提となるものが一体なんなんだという、専門性もちろん必要だし、そういう類を見ないような実績や成果が、子どもたちに与える影響がたくさんあるけれども、子どもたちを育てる教育者であるという立場に立つとするならば、まずはそうした資質をという。これは国のほうは、特別免許状を出すのを「妨げない」という視点で全部書いていますので、だから順番もそういうふうになっている。だから普通免許状とは違うんだということを、より強調

していますので、それに準拠して、うちのほうもなってますが、今出たご意見も非常にごもつともだと思います。けっして国のを否定するわけではないので、やはり県として重きを置くのはどうなのか。またちょっと事務局のほうでも、ちょっと検討してみたいなというふうに思います。

はい、時間も大分超過しましたので、報告ウにつきましても、これで終了したいと思います。では、時間の関係上、報告事項エにつきましては、夏の企画展のことですので、時間がおありでしたら訪れていただければと思います。以上で、報告事項についても閉じたいと思います。

5 閉会

○足羽教育長

そのほかで、委員の皆さまからなにかございましたら、お願いします。

それでは、本日の定例教育委員会は、以上で閉会させていただき、次回は、今度はちょっと間がありまして、7月31日午前10時から開会としたいと思います。よろしいでしょうか。では、以上をもちまして本日の日程を終了させていただきます。どうもありがとうございました。